

(8) その他の農村振興対策

ほ場整備係([一覧に戻る](#))

事業名	農業生産基盤情報通信環境整備事業
事業主体	県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、土地改良事業団体連合会、農業者の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人又は地域協議会 ※：(1)ア(ウ)の事業は、土地改良区、土地改良区連合、土地改良事業団体連合会 ※：(1)イの事業は、民間団体
事業内容	農業水利施設等の維持管理体制の脆弱化や農業生産における労働力不足等が顕在化するなか、生産性の向上、生産コストの低減に向け、これらの施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を推進するとともに、地域活性化を促進するため、農村における情報通信環境及び情報通信施設を運用するために必要な情報通信機器、設備を整備する取り組みを支援する。 [事業内容] (1) 計画策定事業 ア 計画策定支援事業（事業実施期間：原則２年以内） （ア）一般型 ①事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ、地形条件、既存の情報通信施設とその利用可能範囲等の諸条件の調査及び調査結果を基にした情報通信施設の導入規格選定等に関する技術的検討 ②①の技術的検討に当たって必要とされる無線通信の伝送距離の確認及び運用に関する試行調査（調査に必要な機器の設置を含む） ③専門家の派遣、ワークショップ ④整備計画の策定 （※：④について必ず実施すること） （イ）先進的情報通信環境整備型 ①から④までに加え、 ⑤衛星通信等の先進的技術を用いた情報通信施設の適応可能性の検討（検討に必要な機器の設置を含む） （※：⑤について必ず実施すること。また、その検討成果を民間団体が事業実施主体となり実施するイ（計画策定促進事業）の①の取組に提供するものとする） （ウ）土地改良区運営基盤強化型 ①から④までに加え、 ⑥事業実施主体が農業水利施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るために整備する情報通信施設の土地改良区組合員以外の利用者との調整等運用手法の検討 （※：⑥について必ず実施すること。また、その検討成果を民間団体が事業実施主体となり実施するイ（計画策定促進事業）の①の取組に提供するものとする） イ 計画策定促進事業（事業実施期間：１年以内） ①農業農村の情報通信環境整備に関する全国横断的な課題への対応策の検討及び横展開に関する取組 ②農業農村の情報通信環境整備に取り組む地区への専門的な課題サポートに関する取組 (2) 施設整備事業（事業期間：原則３年以内） 農業水利施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るとともに、地域活性化の促進に必要な施設の整備 ①無線通信用施設及び設備（無線基地局） ②伝送用専用線（光ファイバ） ③①及び②の設置、運用に必要な施設及び設備 ④①及び②を活用して農業水利施設等の監視、制御やスマート農業を行うための設備 ⑤①及び②を活用して地域活性化に有効利用するための設備 ⑥RTK-GNSS 基準局及び RTK-GNSS 基準局を利用してスマート農業を行うための設備 ⑦①から⑥までの設置に要する経費 ⑧①から⑥までの施設及び設備を運用するために必要となるソフトウェア（ライセンス含む） （※：①、②、⑥のいずれかについて必ず実施すること）

実 施 要 件	1. 事業内容(1)の場合:事業実施計画を策定していること。アの事業は、年度別事業実施計画を策定すること 2. 事業内容(2)の場合:事業実施計画及び年度別事業実施計画を策定していることに加えて、以下の条件を満たすこと (1)1地区当たりの事業費の合計が200万円以上であること (2)農業用排水施設の管理のための情報通信施設整備あつては、(1)に加え、管理対象となる農業用排水施設の受益面積の合計がおおむね20ha以上(5法(特農、山振、過疎、半島、離島、)指定地域、特別豪雪地帯、指定棚田地域、急傾斜地帯のいずれかに該当する地域において行うものにあつては5ha以上)であること (3)スマート農業のための情報通信施設整備にあつては、(1)に加え、1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること (4)RTK-GNSS基準局の整備にあつては、利用可能な近傍の公設RTK-GNSS基準局との離隔が原則半径10km以上であること			
事業実施区域	1. 農業振興地域及びこれと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域 2. 農林業センサス規則で定める農業集落が連続した領域であつて、社会的、歴史的又は、地理的条件、土地利用及び水利用の状況、住民の日常生活圏域、住民の意識等からみて一体と考えられる区域内の区域 3. 県道又は幹線市町村道の路線等と重複しない範囲の農道又は集落道			
実 施 要 領	農業生産基盤情報通信環境整備事業実施要領			
交 付 要 綱	農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金交付等要綱			
交 付 率	区 分	交 付 率	区 分	交 付 率
	計画策定事業	定額	計画策定事業	0
	施設整備事業	50(55)	施設整備事業	40(30)
	()内の率は5法(特農、山振、過疎、半島、離島、)指定地域、特別豪雪地帯、指定棚田地域、急傾斜地帯に適用			
適 用	事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費等の詳細については、農業生産基盤情報通信環境整備事業実施要領第13を参照すること			